

「食品表示基準 Q&A」改正に 伴うしいたけの原産地表示について FAQ

食品表示基準 Q&A 第 13 次改正
(令和 4 年 3 月 30 日消食表第 130 号)

2023 年 4 月 3 日 改訂

本資料は、しいたけ生産者の方に向けて、林野庁経営課特用林産対策室が取りまとめたものです。内容は予告なく変更することがあります。

目 次

I 背景・目的・対象		
1	生鮮食品しいたけの原産地表示の見直しを行った背景・目的は何か。	3
2	生鮮食品のしいたけの原産地表示の考え方の変更にあっては、しいたけ以外のきのこ類は対象にならないのか。	4
3	しいたけ以外のきのこ類が対象とならないのはなぜか。	4
4	生鮮食品のしいたけの原産地表示の考え方の変更にあっては、「原木栽培しいたけ」も対象になるのか。	5
II 具体的な表示方法に関すること		
5	既に令和2年3月に改正された食品表示基準 Q&A（生鮮-34）に沿って「菌床製造地」の表示を進めているが、表示を変更する必要があるか。	5
6	いつから表示を開始すれば良いのか。	5
7	複数の県から菌床を購入している場合、どのように表示すれば良いのか。	6
8	原木しいたけ生産者で、複数の県に原木林を保有しており、原木林内で植菌を行っている場合、どのように表示すれば良いか。	6
9	原産地の根拠を示す資料として、どのような書類が必要となるのか。また、どの程度の期間保管する必要があるのか。	7
10	A 県で植菌した菌床を B 県で栽培及び収穫したしいたけ（生鮮）について、原産地は A 県であるが、B 県名を冠した商品名（ブランド名（B 県しいたけ））を表示することは可能か。	7
11	「原産地（植菌地）」の表示について、「植菌地」のみの表示とすることは可能か。	8
12	産地（植菌地）表示に加えて、採取地を表示することは可能か。	8
13	原産地（植菌地）に加えて、任意で採取地を表示する場合、具体的にどのように表示すれば良いか。	8

14	菌床栽培しいたけについて、「植菌地」を「菌床製造地」と言い換えることか可能か。また、「採取地」を「収穫地」と言い換えることは可能か。	10
Ⅲ 加工食品に関すること		
15	生鮮食品のしいたけの原産地表示の考え方の変更に伴い、加工食品の乾しいたけについてはどのような影響が生ずるのか。	10
16	乾しいたけの原料原産地名について、都道府県名や地域名で表示することは可能か。	11
17	乾しいたけについて、原料であるしいたけの採取地を任意で表示する場合、どのように表示すれば良いか。	11
18	改正以前に入荷した乾しいたけで、植菌地が不明なものの在庫がある場合どうすれば良いか。	11
Ⅳ 表示の監視に関すること		
19	表示の取締はどのように行われるのか。違反が確認された場合は、どのような措置が行われるのか。	12
20	問屋や小売り、加工事業者が、生産者側で新たな表示ルールに対応していないしいたけを販売した場合、どのような措置が行われるのか。	12
21	違反事例を見つけた場合はどのように通報すれば良いか。	13
Ⅴ その他		
22	東日本大震災による原発事故に伴う原木しいたけの出荷制限が指示されている区域で収穫されたしいたけであっても、今後は原産地（植菌地）が出荷制限区域外であれば流通することになるのではないか。	14

1 生鮮食品しいたけの原産地表示の見直しを行った背景・目的は何か。

(答)

生しいたけについては、近年、海外からの輸入菌床に由来するものの生産量が急増している状況にあります。

現行の食品表示基準では、生鮮食品のしいたけの原産地表示は国産品にあつては都道府県名を表示することとされており、国内で採取されたものについては採取された都道府県名が原産地として表示されることから、消費者は、国内で採取された輸入菌床由来のしいたけと国産菌床由来のしいたけとを区別することができない状況にありました。

このような状況を受け、消費者庁は、令和2年3月、食品表示基準 Q&A を一部改正し、菌床栽培しいたけについて、種菌を植え付けた場所（菌床製造地）と採取地が異なる場合は、採取地、栽培方法と併せて種菌を植え付けた場所も採取地とは区別して表示することが望ましい旨を追記したところです。

しかし、この一部改正を受けて菌床製造地を表示したのは国内の一部の事業者にとまっており、消費者に適切な情報を提供できていない状況となっていたことから、令和4年3月30日、消費者庁は、消費者が菌床製造地を誤認することなく商品を選択できるよう、しいたけについて原木又は菌床培地に種菌を植え付けた場所（植菌地）を原産地とする見直しを行いました。

2 生鮮食品のしいたけの原産地表示の考え方の変更にあつては、しいたけ以外のきのこ類は対象にならないのか。

(答)

今回の「食品表示基準 Q&A」の改正の対象については、しいたけのみとなっています。しいたけ以外のきのこ類については従来どおり原産地として採取地を表示することになります。

3 ししいたけ以外のきのこ類が対象とならないのはなぜか。

(答)

近年、海外から輸入された菌床から生産されたしいたけの生産量が増加していますが、農産物については採取地を原産地とすることとされているため、輸入菌床から採取されたしいたけが国産として流通・販売されていました。

このことについて、消費者から違和感があるとの意見が寄せられたこと、また、生産者から、輸入菌床由来のしいたけと国内菌床で生産されたものとを消費者が区別できるようにすべきとの意見が多数寄せられたことから、しいたけについて原産地の表示方法を見直しました。

なお、他のきのこ類については現状で菌床・ほだ木での輸入実態がほとんどないこと、輸入菌床による生産・販売実態が不明であることなどから、今回の改正ではしいたけのみを対象としています。

4 生鮮食品のしいたけの原産地表示の考え方の変更にあつては、「原木栽培しいたけ」も対象になるのか。

（答）

今回の「食品表示基準 Q&A」の改正の対象はしいたけであり、菌床栽培、原木栽培の違いを問わず対象となります。

5 既に令和 2 年 3 月に改正された食品表示基準 Q&A（生鮮-34）に沿って「菌床製造地」の表示を進めているが、表示を変更する必要が生ずるか。

（答）

植菌地（菌床製造地）と採取地が異なり、採取地を原産地として表示している場合は、植菌地が原産地となるよう表示を変更する必要があります。

また、植菌地（菌床製造地）と採取地が同一であり、既に菌床製造地の表示を行っている場合についても、消費者の混乱を防ぐ観点から、変更することが望ましいと考えます。

6 いつから表示を開始すれば良いのか。

（答）

食品表示基準 Q&A を改正した令和 4 年 3 月 30 日から直ちに表示する必要があります。

なお、消費者への周知及び事業者の表示切替えのため、令和 4 年 3 月末から、半年程度（令和 4 年 9 月末）までの期間に販売される一般用生鮮食品及び業務用生鮮食品であるしいたけについては、改正前 Q&A による原産地表示を行っても差し支えありません。

7 複数の県から菌床を購入している場合、どのように表示すれば良いのか。

(答)

複数の県から購入した菌床により収穫したしいたけについて、個々のしいたけに対応する原産地を表示することができない場合は、菌床の購入割合から算出した重量割合等の根拠に基づき、重量割合の高い原産地(植菌地)から順に表示してください。

8 原木しいたけ生産者で、複数の県に原木林を保有しており、原木林内で植菌を行っている場合、どのように表示すれば良いか。

(答)

問7と同様に、原木栽培しいたけにあっても、複数の県に分散している原木林内でそれぞれ植菌されたほだ木を用いて収穫したしいたけについて、個々のしいたけに対応する原産地を表示することができない場合は、ほだ木の本数割合から算出した重量割合等の根拠に基づき、重量割合の高い原産地(植菌地)から順に表示してください。

なお、今後生産に供することとなるほだ木については、都道府県別のほだ木の本数割合を正確に把握し原産地を適切に表示できるよう、生産に供しているほだ木の都道府県別本数の把握が可能となる管理を行う等、適切な管理に努めるようにしてください。

9 原産地の根拠を示す資料として、どのような書類が必要となるのか。また、どの程度の期間保管する必要があるのか。

(答)

原産地の根拠を示す資料として、

①生産者が自ら菌床を製造した場合は、植菌場所、日付及び数量がわかる帳票等、

②国内の菌床製造者から菌床を購入した場合は、菌床に植菌した場所（都道府県名）、日付及び数量が分かる納品書や製品規格書等

③海外から菌床を輸入した場合は、菌床の製造国が分かる通関証明書等

など植菌地に関する根拠資料が考えられます。

また、上記の植菌地に関する根拠資料に加え、国内における栽培管理記録、しいたけの収穫日、数量が分かる出荷記録等が考えられます。

なお、これらの根拠資料の保管期間については、3年程度保管することが必要と考えられます。

10 A県で植菌した菌床をB県で栽培及び収穫したしいたけ（生鮮）について、原産地はA県であるが、B県名を冠した商品名（ブランド名（B県しいたけ））を表示することは可能か。

(答)

「原産地（植菌地）」と「商品名（ブランド名）」に含まれる地域名」とが異なっている場合については、そのしいたけの原産地が「商品名（ブランド名）」に含まれる地域名であるとの誤認を消費者に与えるおそれがあります。この

ため、地域名を商品名（ブランド名）に含める場合は、原産地（植菌地）が明確に認識され、全体として消費者に誤認を与えないような表示とする必要があります。

11 原産地表示の事項名について、「植菌地」のみの表示とすることは可能か。

（答）

原産地の表示については、消費者に原産地が明確に認識されるものとする必要があります。このため、事項目について、「植菌地」のみを表示することは、消費者が原産地を明確に認識できない恐れがあることから、植菌地と表示する場合は、原産地が明確となるよう「原産地（植菌地）」と表示するようにしてください。

12 原産地（植菌地）表示に加えて、採取地を表示することは可能か。

（答）

原産地（植菌地）が明確に認識され、全体として消費者に誤認を与えないような表示を行っていれば、原産地に併記して採取地を任意で表示することは差し支えありません。

13 原産地（植菌地）に加えて、任意で採取地を表示する場合、具体的にどのように表示すれば良いか。

（答）

原産地（植菌地）に加えて、任意で採取地を表示する場合にあつては、

① 食品表示法上の原産地（植菌地）が明確に表示されるとともに、

② 全体として消費者に誤認を与えないような表示になっていること

が必要です。以下の表示例を参考にしてください。

（表示例）

- A 県で植菌し、A 県で採取した原木栽培しいたけの場合
名称：しいたけ
原産地（植菌地）：A 県
採取地：A 県
栽培方法：原木
- A 県で植菌し、B 県で採取した菌床栽培しいたけの場合
名称：しいたけ
原産地（植菌地）：A 県
採取地：B 県
栽培方法：菌床
- C 国で植菌し、D 県で採取した菌床栽培しいたけの場合
名称：しいたけ
原産地（植菌地）：C 国
採取地：D 県
栽培方法：菌床

14 菌床栽培しいたけについて、「植菌地」を「菌床製造地」と言い換えることが可能か。また、「採取地」を「収穫地」と言い換えることは可能か。

(答)

原産地が明確に認識され、全体として消費者に誤認を与えないような表示を行う必要があります。

その上で、菌床栽培しいたけの場合、「植菌地」を「菌床製造地」と言い換えることは問題ありません。また、菌床栽培、原木栽培いずれの場合でも、「採取地」を「収穫地」と言い換えることは問題ありません。

一方、「採取地」を「栽培地」と言い換えることについては、植菌作業自体も栽培の一環と考えられ、消費者の誤認や混乱を招く恐れがあることから、不適切と考えられます。

15 生鮮食品のしいたけの原産地表示の考え方の変更に伴い、加工食品の乾しいたけについてはどのような影響が生ずるのか。

(答)

国内で製造した乾しいたけの原料原産地表示にあっては、生鮮食品のしいたけの原産地表示の考え方の変更に伴い、原料しいたけの原産地表示の変更が必要となる場合が発生します。

なお、しいたけ加工品（原材料に占める重量割合が最も高い原材料がしいたけである加工食品）については、猶予期間として、令和4年3月末から、1年程度（令和5年3月末）までの期間に製造した一般用加工食品及び販売される業務用加工食品については、Q & A改正前のしいたけの

原産地によって表示を行っても差し支えありません。

16 乾しいたけの原料原産地名について、都道府県名や地域名で表示することは可能か。

(答)

加工食品である乾しいたけの原料原産地表示については、原材料であるしいたけが国内で植菌されたほだ木もしくは菌床由来のものである場合は、国産である旨を、国外で植菌されたほだ木もしくは菌床由来のものである場合は、「植菌が行われた国名」を表示することが原則となります。

しかしながら、原材料であるしいたけが国産品である場合は、国産である旨の表示に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名（「九州産」、「関東産」等）を表示とすることも可能です。

17 乾しいたけについて、原材料であるしいたけの採取地を任意で表示する場合、どのように表示すれば良いか。

(答)

原材料であるしいたけの採取地を任意で表示する場合は、採取地であることが明確に認識され、消費者に原料原産地表示であると誤認を与えないよう、一括表示の欄外に表示するようにしてください。

18 改正以前に入荷した乾しいたけで、植菌地が不明なものの在庫がある場合どうすれば良いか。

(答)

食品表示基準 Q&A 改正後にあつては、販売元の事業者にお問い合わせるなどを行い、改正後の原産地により原料原産地表示を行うことが望ましいと考えます。

なお、生鮮食品のしいたけの原産地表示の考え方の変更に伴い、猶予期間（令和5年3月末）が設けられており、当該期間内に措置できるよう取り組む必要があります。

19 表示の取締はどのように行われるのか。違反が確認された場合は、どのような措置が行われるのか。

（答）

消費者庁、農林水産省、都道府県及び指定都市は、食品表示法に基づき、食品に適正な表示がなされて販売されるよう、監視業務を行っています。具体的には、

- ・ 店舗等への計画的な調査
- ・ 市販品を買い上げて実施する科学的な分析
- ・ 国民から寄せられる情報

を通じ、不適正な表示がなされている事実を把握した際には、その解明のために立入検査等を行っています。

その結果、法令に違反する事実を確認した場合には、食品表示法に基づき、表示の是正や再発防止策の実施等の指示などを行っています。

20 問屋や小売り、加工事業者が、生産者側で新たな表示ルールに対応していないしいたけを販売した場合、どのような措置が行われるのか。

（答）

流通・販売事業者であっても、生産者側で新たな表示ルールに対応しておらず、誤った産地表示をしたしいたけを販売した場合、指示等の対象となることがあります。

21 違反事例を見つけた場合はどのように通報すれば良いか。

(答)

消費者庁、農林水産省では、食品の偽装表示に関する情報など、食品の表示に関する疑義情報を受け付けています。

食品の偽装表示、疑義情報などありましたら、下記までご連絡ください。

○消費者庁 食品表示法の被疑情報の受付窓口

TEL : 03-3507-8800 (代表)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/contact/disobey_form/index.html

○農林水産省 食品表示 110 番

TEL : 03-3502-7804

FAX : 03-3502-0594

○最寄の地方農政局等

連絡先は、下記ウェブサイトでご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/jas/kansi/110madoguchi.html>

○最寄りの各都道府県等

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/i

○最寄の地方農政局等

連絡先は、下記ウェブサイトでご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/jas/kansi/110madoguchi.html>

22 東日本大震災による原発事故に伴う原木しいたけの出荷制限が指示されている区域で収穫されたしいたけであっても、今後は原産地（植菌地）が出荷制限区域外であれば流通することになるのではないかと。

（答）

原産地（植菌地）が出荷制限区域外であっても、「採取地（ロットの所在地）」が出荷制限区域であれば流通させることはできません（出荷制限の一部解除をしたロットを除く）。

原木しいたけの出荷制限地域においては、原木しいたけの出荷を県の定める管理計画（出荷制限解除後の検査計画と出荷管理）等に基づき管理しています。食品表示基準Q&A改正に伴い、管理計画等の変更により、原産地（植菌地）の表示と併せて「採取地（ロットの所在地）」を表示するよう都道府県を通じて生産者に対し指導を行います。

このため、出荷制限区域で収穫された原木しいたけが流通することはありません。